令和８年４月

令和８年度 こども誰でも通園制度（概要）

こども誰でも通園制度

こども青少年局幼保施策部
幼保企画課環境整備グループ

令和８年度　こども誰でも通園制度（概要）

1　事業の目的

・乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。（令和８年度より本格実施）

・利用対象は、保育所等を利用していない生後６か月～満３歳未満のこどもです。

・利用者に対して、月10時間以内の定期的又は定期的でない柔軟な預かりを行うものです。

こども誰でも通園制度の意義（実施に関する手引きより）

【こどもにとって】

・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。

・同じ年頃のこども同士が触れ合いながら、家族だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。

・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達。に資する豊かな経験をもたらします。

【保護者にとって】

・専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながると考えられます。

・こどもへの保育者の接し方を見ることにより、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えられるなど、保護者自身が親として成長することができます。

・様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいて社会資源を活用することにもつながります。

【事業者にとって】

・これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮できます。

・在宅で子育てをする保護者に対して、家庭の中だけでは気づかないこどもの姿や育ちについて伝えることで、こどもや子育てへの肯定感を支えるとともに、子育ての孤立感や不安感の解消につなげていくなど、保護者に対してもその専門性を発揮することができます。

令和８年度　こども誰でも通園制度（概要）

2　実施要件

○設備運営基準（一般型）

主な項目	主な内容
非常災害対策	・乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。 ・乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月一回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。
安全計画の策定等	・乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
平等原則	・乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の防止	・乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
衛生管理等	・乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ・乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 ・乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
食事	・乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
設備	・（０～１歳児）乳児室又はほふく室の面積：１人あたり3.3㎡ ・（２歳児）保育室の面積：１人あたり1.98㎡ ・便所を設けること。 ・２階以上で実施する場合は、所定の階段等を２以上設けること。
職員配置	・（０歳児）こども３人に保育従事者１人 ・（１～２歳児）こども６人に保育従事者１人 ・保育従事者の半数以上は保育士資格を持つ者であること。

※上記各項目の他、大阪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の内容に従う必要があります。

令和８年度　こども誰でも通園制度（概要）

３　給付費・加算額（概要）

分類	項目	内容	金額（こども1人）
基本単価	０歳児	０歳児のこども１人につき１時間の利用に対して支払われます。	(1時間あたり)　1,700円
	１歳児	１歳児のこども１人につき１時間の利用に対して支払われます。	(1時間あたり)　1,400円
	２歳児	２歳児のこども１人につき１時間の利用に対して支払われます。	(1時間あたり)　1,400円
加算	賃借料加算	こども１人につき１時間の利用に対して支払われます。	(1時間あたり)　200円
	障がい児加算	障がいを持つこども１人につき１時間の利用に対して支払われます。 対象のこどもがいる場合、利用開始前に本市にご連絡ください。	(1時間あたり)　600円
	医療的ケア児加算	医療的ケアが必要なこども１人につき１時間の利用に対して支払われます。 対象のこどもがいる場合、利用開始前に本市にご連絡ください。	(1時間あたり)　2,500円
	初回対応加算	利用開始にあたり保護者に事前・事後の面談を実施した場合に支払われます。	(0歳児)　1,700円 (1、2歳児)　1,400円
	保護者支援面談加算	初回利用の翌月以降、保護者に支援面談を実施した場合に支払われます。	1,400円
	負担軽減加算 ［生活保護世帯］	生活保護世帯の保護者の利用料を減額した場合に減免相当額が支払われます。	(1時間あたり最大)　300円
	負担軽減加算 ［非課税世帯］	市町村民税非課税世帯の保護者の利用料を減額した場合に減免相当額が支払われます。	(1時間あたり最大)　200円
	負担軽減加算 ［市町村民税所得割77,101円未満世帯］	市町村民税所得割が77,101円未満※世帯の保護者の利用料を減額した場合に減免相当額が支払われます。 ※　指定都市で住民税の課税がされている場合、「市民税所得割」×6/8で計算した金額	(1時間あたり最大)　200円